



環 公 第 797 号
平成 24 年 11 月 9 日

枚方市環境審議会
会 長 浅 野 浅 春 様

枚方市長 竹 内 脩

枚方市公害防止条例の見直しについて（諮問）

標記の件について、枚方市環境基本条例（平成 10 年枚方市条例第 1 号）第 26 条第 2 項
第 2 号の規定に基づき、諮問します。

別紙の諮問趣旨に沿い、調査・審議の上、答申をお願いします。

諮 問 趣 旨

「枚方市公害防止条例」は、市域の公害を防止するため、市独自の規制制度を導入することを目的に昭和46年に制定し、翌47年から施行しています。

施行後40年を経過し、この間、カラオケ騒音等の新たな公害事象に対応するための改正や、規制基準などの見直しを行いつつ、本条例の運用により一定の成果を挙げてきたところではあります。

一方、本市条例の施行後、公害関係法令や大阪府の関係条例が整備され、あわせてそれらの法令等に基づく事務の移譲を受けてきました。

本市は、来る平成26年4月をもって中核市に移行する予定としており、これにより、公害関係の法令等に基づくすべての事務について、規制権限を有することとなります。

また、条例施行後の公害関係の法令等の整備拡充、企業の環境意識の向上と環境・公害対策の推進、環境の状況の改善等により、規制の対象や手続き、規制基準等について、その必要性を含めて検討すべき時期に至っていると考えています。

このような状況を踏まえ、公害関係法令及び大阪府の関係条例に基づく規制制度と本市条例に基づく規制制度の関係を整理するとともに、本市の条例として必要な規制内容とするため、本市公害防止条例の見直しについて貴審議会の意見を求めるものです。

枚方市公害防止条例の見直しに向けて

1. 条例見直しの背景

昭和 46 年制定の枚方市公害防止条例は、条例対象の工場・事業場の設置を許可制にし、地下水の新たな採取を禁止するなど、強い規制権限を有する制度として運用してきましたが、公害関係の法令等の整備と権限移譲が進むとともに、企業による環境対策の推進と市域の環境の状況が改善されるなかで、制度の見直しを図る必要が生じています。

2. 条例における規制の概要

枚方市公害防止条例は、工場・事業場に対する規制、地下水の採取規制、特定建設作業及びカラオケ等音響機器に対する規制を主な内容としています。

<工場・事業場に対する規制>

公害関係の法令等が施設を単位とした届出制を原則としているのに対し、条例の対象とする工場・事業場を単位とした許可制を導入し、独自の規制基準を適用するとともに、同時に適用される公害関係の法令等の手続きや規制基準も駆使することにより、総合的な公害防止対策を実現しています。

<特定建設作業に対する規制>

「特定建設作業」に対し、騒音規制法、振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（府条例）の対象とならない比較的小さな作業を対象として、事前の届出と規制基準の遵守を義務付けています。

<カラオケ等音響機器に対する規制>

「カラオケ装置」の設置等を届出制とするとともに、カラオケ装置を含む音響機器の設置者に対し、騒音基準の遵守義務と装置の使用時間制限を課しています。

<地下水の採取規制>

条例対象の工場・事業場に対し、地盤沈下の防止を目的として、動力を用いた新たな地下水の採取を原則として禁止しています。

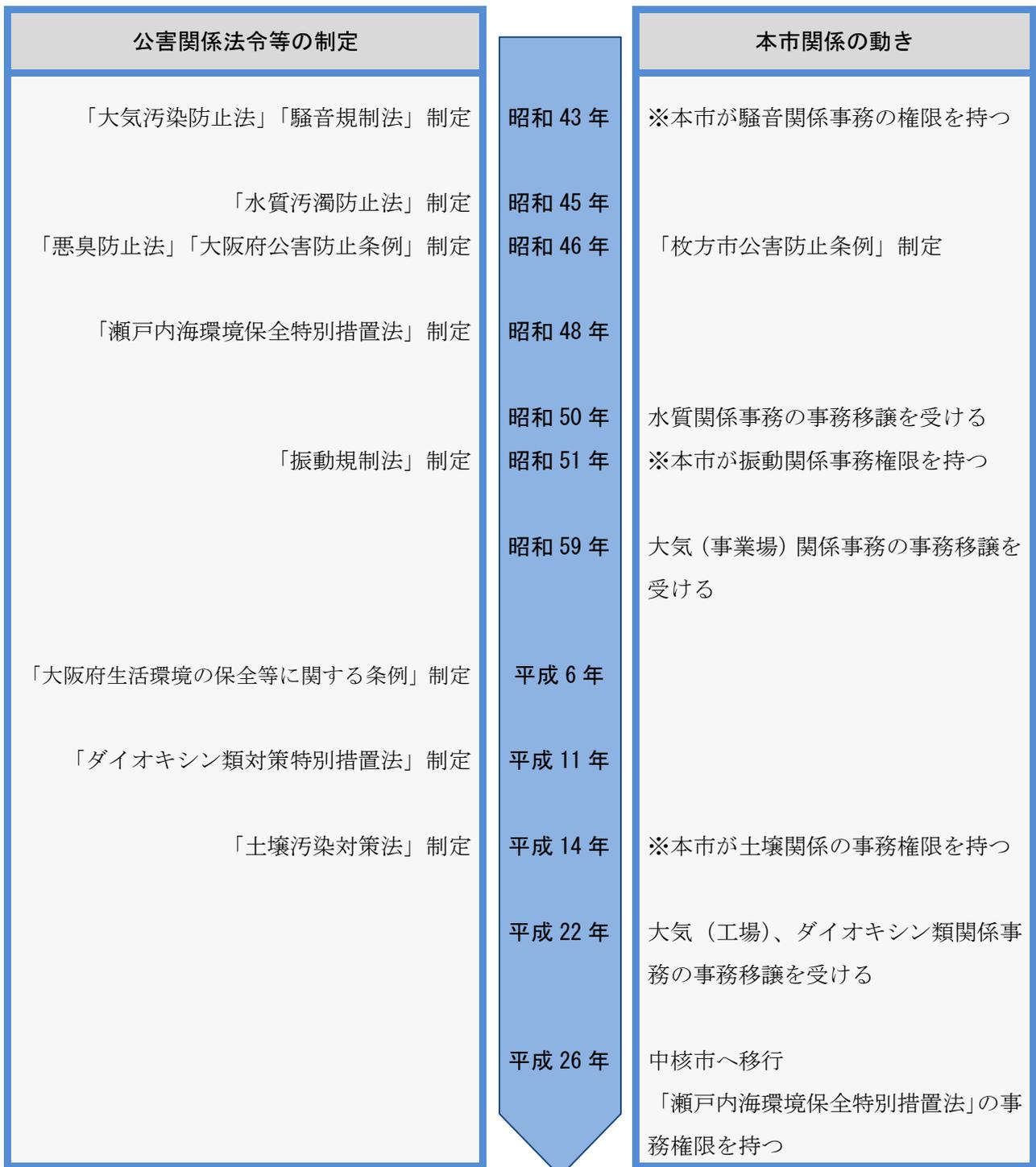
<その他の規制等>

許可を受けた工場・事業場（工場等）に対し、その旨を記した表示板の掲出や一定量以上の排水を排出する工場の排水口表示板の掲出と水質測定義務、公害に関する事故が発生した場合の報告などを義務付けています。

3. 公害関連法令等や条例の整備拡充の経過

公害関連法令としては、昭和 43 年に制定された「大気汚染防止法」や「騒音規制法」、昭和 45 年に制定された「水質汚濁防止法」をはじめ、平成 11 年に制定された「ダイオキシン類対策特別措置法」や平成 14 年に制定された「土壌汚染対策法」などがあります。

こうした法律や府条例が整備拡充されるとともに、府知事にあった各法律等の規制権限が昭和 50 年の水質関係をかわきりに、順次、本市市長に移譲され、平成 26 年 4 月の中核市移行時には、「瀬戸内海環境保全特別措置法」の権限についても本市市長に移譲されます。なお、騒音規制法や振動規制法などでは、法律の制定・施行当初から本市市長が事務の権限を持っています。



4. 条例を取り巻く状況の変化

<工場・事業場に対する規制>

■公害関係の法令等の整備拡充■

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの公害分野別の規制法令や府条例が整備され、規制対象、規制項目の追加や規制基準の強化が継続されています。

■企業による自主的な環境・公害対策の進展■

環境意識の向上を背景とした、ISO14001をはじめとする環境マネジメントシステムの導入など、企業による自主的な環境・公害対策の取り組みが進んでいます。

■環境状況の改善■

大気汚染関係では、二酸化硫黄については、液体燃料の低硫黄化や天然ガス等の良質燃料の使用が進んできたことなどにより、環境基準を達成しています。

また、水質汚濁関係では、市内3河川（船橋川、穂谷川、天野川）の環境基準点におけるBODについては、年度によって若干の変動があるものの、長期的には減少傾向にあるなど、市域の環境状況は改善しています。

■市長への規制権限の移譲■

公害関係の法令等に基づく規制権限が順次、本市市長に移譲されてきており、平成26年4月に予定される本市の中核市への移行により、公害関連法令等のすべての規制権限が本市市長に移譲されることとなります。

<特定建設作業に対する規制>

■条例で対象となる作業■

条例対象の作業を行う際には、同一工事内において、騒音規制法、振動規制法又は府条例の対象の作業も同時に行われることが多いことから、条例対象の届出は、騒音規制法、振動規制法又は府条例における事前の届出と同時に提出されるケースがほとんどとなっています。

■法律、府条例で対象となる作業との関係■

条例では、騒音規制法、振動規制法及び府条例の対象とならない比較的小さな作業を対象として、事前の届出と規制基準の遵守を課していますが、一部の対象作業には、騒音規制法、振動規制法及び府条例と重なっているものがあります。

<カラオケ等音響機器に対する規制>

■カラオケ苦情の減少と苦情内容の変化■

カラオケ苦情件数については、昭和 60 年頃と比較して大幅に減少しています。また、その内容も、音がうるさいという音量制限違反ではなく、深夜に及ぶ使用による時間制限違反によるものがほとんどを占めています。

■大阪府下と全国的な規制制度の動向■

大阪府下で、カラオケの営業に対して届出を求めているのは、八尾市だけとなっています。また、全国で人口 30 万人以上の市では、届出を求めている市はありません。

<地下水の採取規制>

■地盤沈下の沈静化■

条例制定当時、市域で年間最大 2 センチメートルほどの地盤沈下が確認されていましたが、昭和 60 年ころを境に沈静化しています。

■法律、府条例による規制■

本市は、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律や府条例においては、全域が規制地域対象外となっており、近隣市においても、交野市や寝屋川市の国道 170 号の以東など、地質構造が本市の構造と近いと考えられる地域は、地下水採取規制がおこなわれていない状況にあります。

■事業活動としての地下水利用■

近年、排水に係る費用の増加や循環利用などによる地下水利用の合理化が進んでいること、産業構造が変化してきたことなどから、地下水の採取量は減少傾向にあり、これは、将来的にも継続されると予想されます。

<その他の規制等>

■各種表示板の掲出等■

「許可工場等表示板」の掲出や多量排水事業者の水質測定義務、多量排水事業者の「排水口表示板」の掲出義務などについては、その必要性や効果が失われてきています。

5. 現行制度の課題

(1) 法、府条例と二重規制となっているものがあります。

<工場・事業場に対する規制>

- 法令等に基づく手続きと条例に基づく手続きを重複して課しています。
- 法令等による規制基準と条例による規制基準の二重規制が生じています。
- 基準違反に対する行政処分について、法令等と条例で、重複して適用を受けます。

<特定建設作業に対する規制>

- 条例の対象となる一部の作業には、法・府条例と重なっている作業があります。

<カラオケ等音響機器に対する規制>

- 府条例の規制に「カラオケ装置を設置して営業を営もうとする者についての届出制」を上乗せしたものとなっています。

<その他の規制等>

- 上位の条例である枚方市環境基本条例に規定されている内容と重複する内容があります。
- 府条例に規定されている内容と重複する内容があります。

(2) 既に規制の対象とする必要性が失われたものがあります。

<工場・事業場に対する規制>

- 市の独自制度としての、許可制による強い事業所規制の必要性が失われています。
- 規制の対象や市独自の規制基準に必要性を失っているものがあります。

<特定建設作業に対する規制>

- 条例対象の届出は、法、府条例における事前の届出と同時に出来るケースが多く、条例の対象となっている作業に関する苦情はほとんどないなど、条例対象の比較的小さな作業について、あえて届出を求める必要がなくなっています。

<カラオケ等音響機器に対する規制>

- 音量制限や時間制限により、規制が十分に可能なことから、あえて届出を求める必要がなくなっています。

<その他の規制等>

- 「許可工場等表示板」の掲出や多量排水事業者の水質測定義務、多量排水事業者の「排水口表示板」の掲出義務などについては、その必要性や効果が失われてきています。

(3) 地下水採取規制について、「現在の状況」と整合のとれないものとなってきています。

<地下水の採取規制>

- 事業者に対して、地下水採取を全面禁止としていますが、工業用水道などの代替水源が確保できていません。
- 規制（採取禁止）対象が工場・事業場に限定されており、揚水施設の規模が小さく、採取量が少ない地下水採取者でも規制の対象となる場合や、揚水施設の規模が大きく、採取量が多い地下水採取者でも規制の対象外となっている場合があります。

6. 新たな制度に向けた基本的な考え方

新たな制度に向けた基本的な考え方として、「現行の枚方市公害防止条例の役割と意義を継承しつつ、二重規制の解消など、公害関係の法令等による規制との整合を図るとともに、市の条例として必要な規制項目、規制手法、規制対象及び規制基準とするよう内容を整理する。」こととします。

7. 答申を求める時期

平成 25 年 5 月